

## 地域密着型介護老人福祉施設

### 「かわにし苑」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福井市指定 第1890100173号)

当事業所はご契約者に対して施設介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 3～要介護 5」と認定された方が対象となります。

#### ◆◆目次◆◆

- 1、事業の目的と運営方針
- 2、施設の内容
- 3、サービスの内容
- 4、利用料金
- 5、サービス利用に当たっての留意事項
- 6、非常災害対策
- 7、緊急時の対応
- 8、事故発生時の対応
- 9、守秘義務に対する対策
- 10、入所者の尊厳
- 11、身体拘束の禁止
- 12、苦情相談窓口
- 13、虐待の防止について
- 14、協力医療機関
- 15、損害賠償について
- 16、第三者評価の公表について

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 施設の内容

### ①事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 健愛会
- (2) 法人所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地
- (3) 電話番号 0776-83-1055
- (4) 代表者氏名 理事長 山内 健司
- (5) 設立年月 平成18年12月22日

### ②事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 事業所の名称 かわにし苑
- (3) 事業所の所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地
- (4) 電話番号 0776-83-1055
- (5) 事業所長（管理者）氏名 米澤 正倫
- (6) 事業開始年月 平成19年10月1日
- (7) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・短期入所生活介護(予防)

### ③施設の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	常勤	非常勤	合計
管理者	業務一元的な管理	1名	—	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	—	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	—	1名
介護支援専門員	施設サービス計画等	1名	—	1名
介護職員	介護業務	16名以上	—	16名以上
看護師（准看護師）	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上	—	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名	—	1名
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	—	1名

#### ④職種の勤務体制

内容	人数	時間
早出	2名	7:00～16:00
日勤	4名以上	8:30～17:30
遅出	2名	11:00～20:00
夜勤	2名	17:30～翌8:30

#### ⑤設備の概要

##### ○ 居室

定員	29名
ユニット型個室	29室

利用者の居室には、介護ベッド・床頭台等を備品として備えております。  
ベッドでの離床、睡眠の様子を感知できるセンサーを設置しています。

##### ○ 食堂

利用者が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

##### ○ 浴室

浴室には利用者が利用しやすいよう、一般浴槽のほかに要介助者のための特殊浴槽を設けます。

##### ○ 洗面所及び便所

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

##### ○ 機能訓練室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

##### ○ 医務室

利用者の診療・治療のために、医療法に規程する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

### 3. サービスの内容

#### (1) 基本サービス

##### ① 食事

区分	時間
朝食	7:30～8:30
昼食	12:00～13:00
夕食	18:00～19:00

② 介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、口腔ケア、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話

##### ③ 入浴

可能な限り利用者の希望に応じて入浴の機会を設けます。  
状態によっては、特別浴又は清拭となる場合があります。

④ 機能訓練 機能訓練室等にて利用者の状況に応じて機能訓練を実施します。

⑤ 理容・美容 月1回、理容・美容サービスを実施しております。(料金は自己負担)

⑥ レクリエーション 月々多彩な行事等を実施しています。

⑦ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑧ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

⑨ 口腔衛生の管理

口腔の健康の保持を図り、自立した生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

#### 4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した地域密着型介護老人福祉施設サービスに各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

また、下記料金等に関して、福井市は地域区分 7 級地の上乗せ割合単位 = 10.14 円にて計算されます。

□ 介護報酬告示額

##### (1) 基本料金

介護区分	1日あたりの利用料
	ユニット型個室
要介護1	682 単位
要介護2	753 単位
要介護3	828 単位
要介護4	901 単位
要介護5	971 単位

##### (2) 加算料金等

加算	内容	1日あたり
初期	施設内で生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、利用日から 30 日に限り加算します。	30 単位
安全対策体制加算	事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・職員に対する研修の実施、担当職員が外部研修を修了、組織的に体制が整っていることを条件に入所初日のみ加算されます。	20 単位
日常生活 継続支援(Ⅱ)	算定日の属する月の前六か月または 12 か月間における新規入所者の総数における要介護 4 または 5 の割合が 70%以上を占めていること。認知症の状態にある方の割合が 65%以上、たん吸痰等が必要な方の割合が 15%以上のいずれかを見ていること。直接、介護を行う職員の介護福祉士保有率が入居者 6 人に対し 1 人以上配置されていることを条件に加算します。	46 単位
看護体制加算(Ⅰ)イ	看護職員が 1 名以上配置されていることを条件に加算します。	12 単位
看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員が基準より多く配置されており、病院等と連携を行い 24 時間連絡体制が取れることを条件に加算します。	23 単位

栄養マネジメント強化加算	管理栄養士配置され、管理栄養士が入居者様の栄養管理を行うことを条件に加算します。	11 単位/日
夜勤職員配置(IV) イ	ベッドでの離床、睡眠の様子を感知できるセンサーを全室に設置し、職員が常に連絡を取れる通信機器を使用していること。夜勤時間帯に介護職員が、手厚く配置されており、喀痰吸引等の実施できる介護職員が配置されていることを条件に加算します。	61 単位/日
外 泊	利用者が病院等の入院を要した場合及び居宅に外泊された場合、1ヶ月に6日を限度とし加算します。	246 単位/日
経口移行加算	医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための計画を作成し、その計画に基づいて支援が行なわれた場合に加算します。	28 単位/月
経口維持加算 I、II	経口により食事を摂取する入所者への適切な環境設備や体制が整備されている場合に加算します。	I 400 単位/月 II 100 単位/月
口腔衛生管理加算 I、II	口腔衛生の管理に歯科医師や歯科衛生士の指導に基づいて行う場合に加算します。	I 90 単位/月 II 110 単位/月
科学的介護 推進体制加算 I、 II	利用者ごとの身体の状態や栄養状態、口腔機能の状態、認知症の症状等を厚生労働省にデータを月1回送信し、統計データを元にケア計画の作成、見直し、確認、実行を行うことで算定されます。	I 40 単位/月 II 50 単位/月
療養食	利用者の病状等に応じて、嘱託医により利用者に対し疾患治療の手段として発行された、食事箋に基づき療養食を提供し、1日最大3回まで加算します。	6 単位/回
看取り介護 加算 I	医師・看護師・介護員などの他職種が共同して、随時本人または家族等の同意を得ている。嘱託医と連携し、24時間対応できる体制をとっている。施設内で実際に看取った場合に45日限定で加算します。 ・死亡日45日前～31日前 72 単位 ・死亡日以前4～30日前 144 単位 ・死亡日の前日、前々日 680 単位 ・死亡日 1280 単位	72 単位 144 単位 680 単位 1280 単位
認知症チームケア 推進加算 I II	認知症の人の質の高いケアを提供し、行動・心理症状(BPSD)の予防や対応への取り組みに加算します。	I 150 単位 II 120 単位
退所時栄養情報連 携加算	管理栄養士が退所者の栄養管理情報を居宅、他の介護施設・医療機関等に提供したときに加算します。	70 単位/月
再入所時栄養情報 連携加算	医療機関に入院し以前とは異なる栄養管理が求められるとき、医療機関と連携して栄養管理方法の調整を行ったとき加算します。	200 単位/月

特別通院送迎加算	施設外において定期的かつ継続的に透析が必要な方に対して施設職員が月 12 回以上の送迎を行った場合に加算します。	594 単位/月
退所時等相談援助加算	退所の前後に利用するサービスの調整や、必要な情報を居宅支援事業所などに提供することで加算します。 退所前訪問相談援助加算(入所中 460 単位/1 回) 退所後訪問相談援助加算(退所後 460 単位/1 回) 退所時相談援助加算(400 単位) 退所前連携加算(500 単位) <b>退所時情報提供加算(250 単位)</b>	
生産性向上推進体制加算 I II	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行うことに加算します。	I 100 単位/月 II 10 単位/月
介護職員等処遇改善加算 I	月額介護サービス費の合算額にサービス別の加算率を乗じた単位数で加算します。	14.0%

(3)「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

居室	居住費	食費
ユニット型個室	2,500 円	1,650 円

※介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

(4) その他に個人で負担していただく物

【持込物品に関しては(寝具やじゅうたん、カーテン等)防災物品に限らせていただきます】

- ・ 冷蔵庫持込使用料 (容量 100L 程度の品…100 円/日)
- ・ テレビレンタル使用料 (100 円/日)
- ・ テレビ持込使用料 (50 円/日)
- ・ 医療費 (在宅酸素代含む)
- ・ おやつ代 (100 円/回)
- ・ 理美容代金(1 回) カット代 : 1500 円 顔剃り : 1000 円
- ・ 手芸品レクリエーションの材料費、菊人形等の入場代
- ・ 衣類
- ・ 個人で使用するタオル・バスタオル、ティッシュペーパー、乾電池
- ・ 施設指定以外の寝具
- ・ 特別な食事など
- ・ 入院・外泊中の個室料

## 5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には職員にご一報ください。
- ②利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食物などのやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤利用者もしくはその家族により、職員に対してハラスメント行為があった場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります

## 6. 非常災害対策

施設では、感染症や非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置及び、年2回利用者及び職員等の避難訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

**緊急時** 心身状態の異変や容体急変の時は、[家族等への連絡一覧] によって家族に連絡すると共に、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

**終末期** 人生の終末期には、特別な介護(ターミナルケア)が必要となります。その節は、施設療養か入院治療か、家族と嘱託医による話し合いがもたれます。その際は、一時的に居室又は療養室にて家族付添いをお願いする場合があります。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 苦情相談窓口

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 (相談員) 宮口 陽子

- 苦情受付責任者 (管理者) 米澤 正倫
- 受付時間 毎週 月曜～金曜日 8時30分～5時30分
- ご利用方法 0776-83-1055

(2) 苦情受付機関

福井市地域包括ケア推進課	所在地 福井市大手3丁目10番1号 電話番号 0776-20-5400 受付時間 平日 8時30分～17時15分
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202-1自治会館 電話番号 0776-57-1614 受付時間 8時30分～5時30分

(3) 苦情処理第三者委員

氏名 新明 輝美 氏 電話番号 090-8967-3773  
公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

### 13. 虐待の防止について

施設及び職員は利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止の関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
-------------	-----------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。  
 (3) 苦情解決体制を整備します。  
 (4) 福井市介護相談員を受け入れています。  
 (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。  
 (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを地域包括支援センターや市に通報します。

### 14. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

福井県済生会病院 (0776) - 23 - 1111 福井市和田中町舟橋 7-1  
 福井県立すこやかシルバー病院 (0776) - 98-2700 福井市島寺 93-6  
 富澤クリニック (0776) - 83 - 0043 福井市砂子坂 15-26

○協力歯科医療機関

村崎歯科医院 (0776) - 83 - 0033 福井市砂子坂町 7-75  
 森瀬歯科医院 (0776) - 83 - 0067 福井市上野 9-46

○協力皮膚科医療機関

石黒皮膚科クリニック (0776) - 51 - 6700 坂井市春江町江留下高道 161-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡先一覧」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 16. 第三者評価の公表について

第三者評価を実施した場合、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等を明確にし、事業所内で確認、若しくは閲覧できるようにいたします。

介護老人福祉施設サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事を説明し交付しました。

【事業者住所】 福井市砂子坂町第9号5番地  
【職名】 生活相談員  
【氏名】 ㊞

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

【利用者住所】  
【氏名】 ㊞

【代理人住所】  
【氏名】 ㊞

【続柄】

【身元引受人住所】  
【氏名】 ㊞

【続柄】

【身元引受人住所】  
【氏名】 ㊞

【続柄】